

総務文教常任委員会・産業建設常任
委員会連合審査会記録

令和5年3月20日

【開催日】 令和5年3月20日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時6分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	前 田 浩 司
委員長	藤 岡 修 美	副委員長	中 岡 英 二
委員	恒 松 恵 子	委員	中 島 好 人
委員	中 村 博 行	委員	森 山 喜 久
委員	矢 田 松 夫		

【欠席委員】

委員	古 豊 和 恵		
----	---------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

局長	河 口 修 司	主査兼議事係長	中 村 潤之介
庶務調査係長	田 中 洋 子		

【審査内容】

1 要望書（入札制度の改正等を要望）

午前9時 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会を開催いたします。本日、古豊委員から所用のため欠席するという届けが出ておることを報告します。それでは審査内容1、要望書（入札制度の改正等を要望）という要望書について、

前回、皆様方には論点を整理するというお話をして、御理解されていると思います。この要望書の要望1から5までございますが、1から順に各自、論点整理されていると思いますので、意見をお聞きしたいと思います。なお、その前に、私が手持ち資料として持っているものを読ませていただきます。県内各市の特別簡易型、簡易型、標準型の実績を調べたものがございますので、読ませていただきます。特別簡易型は、下関市で26件、岩国市で1件、光市で1件、周南市で1件、山陽小野田市で1件、ほかはゼロ件です。簡易型は、下関市で1件、防府市で3件、ほかはゼロ件です。標準型は全てゼロ件です。今のは令和3年度であります。それで令和4年度、今年度はこの1月末までの件数ですが、特別簡易型は、下関市で36件、岩国市で2件、光市で6件、周南市で2件、山陽小野田市で2件ということで、ほかはゼロ件です。簡易型は、下関市で1件、山口市で3件、ほかはゼロ件です。標準型については、全てがゼロ件ということで、参考までに申しておきます。では、要望1ですね。「登録工事土木工事一式と水道設備工事の予定価格（請負対象設計額）が3,500万円（税別）を超える入札については、全て特別簡易型総合評価競争入札をする」という要望について、皆様方から意見をお聞きいたします。前回の市の説明では、今後増やしていけたら、あるいは、見直していきたいとは考えておりますという説明を受けております。皆様、意見ございませんか。

中岡英二副委員長 今、言われたように市の説明の中に増やしていけたら、見直していきたいという考えがあるということなので、是非とも実施できる、確かに猶予期間は要すると思うんですよ。その猶予期間を入れて、いつからやるのか。やれるのか。それを返答いただきたいと思いますね。執行部の返答です。それと、どのように見直していくのかということをはっきりと回答いただきたいと思います。

伊場勇委員 中岡委員と少し重なるんですけども、市の答弁の中で、「見直していけたらいいなどは考えております」ということなんですけれども、

これにはもちろんその企業側、相手側の都合もあると思います。すぐにこの3,500万円を超える入札について、土木工事、水道設備工事を全て特別簡易型にするということについては、企業側のいろいろな資格等々の整備もあると思います。いきなりするのではなくて、猶予期間をきちんと設けてやるということは必要かなと思うんです。執行部の答弁で、今のままではいつするか分かりませんが、やったらいいかなぐらいの思いでございまして、ただ、この要望書に書かれている方はすぐしてほしいということなんですけれども、そこは執行部にもっと真剣に考えていただきながら、きちんとした答えを頂いて、この要望書の回答をするべきだと思っております。以上です。

長谷川知司委員長　ほかには質問ございませんか。

中島好人委員　質問なのかどうかですけど、僕はやっぱり市のほうが、入札の中でどういう方法がいいのかと。やはり今研究段階だと。やはりそこを僕は尊重すべきじゃないかなと思うんですよね。全てという項目もやはり気になる場所なんですよね。ですから、その辺のところどうなのかということがね、担当として考えていることであろうと思うので、僕はそれを尊重したいなと思っています。

長谷川知司委員長　1番については、執行部にいつから、どのように見直していくのかということを知ることが必要であるということがございました。このことについて、別に皆さん異論ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、1番はこれで置いておきましょう。2番、もう1回読みますね。「建設工事競争入札参加資格審査申請の土木一式工事格付Aの条件である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている2年・3年平均完成工事高を1億円以上から1億5,000万円以上に変更してほしい」あわせて「格付Aの条件である総合点数を900点以上から920点以上にしてほしい」ということでもあります。このことについて皆様方、質問を整理されていると思いますので、お聞きします。2

番について質問をお願いいたします。

中岡英二副委員長 執行部の説明の中に、こういった1億円以上の工事を1億5,000万円以上にすると、格付の条件を総合点数900点から920点以上に変更することに対して、執行部は500万円以上の工事であれば、一応7社以上、7社ということにすごくこだわっておられるんですが、競争原理からして、何社かあったほうが良いというのは分かりますけど、7社にこだわられる理由というか、執行部からその辺の明確な回答が欲しいなと思います。以上です。

森山喜久委員 今の中岡委員の話につながるんですけど、7社必要なのかということ、その理由が欲しいという部分とともに、逆に7社を割ったとき、例えば5社とか4社とか、そういった形で工事の発注が可能なのか、その辺はよく聞いてなかったかなと思うので、こういった辺りを執行部のほうに状況を確認する必要があるかと思っております。

長谷川知司委員長 過去の工事を見ますと、7社未満でも入札はされた例があります。ただ、少ない場合は、ほかの欄からの繰上げということもあつたと覚えております。

森山喜久委員 逆に言えば、そのほかの、Aランク、Bランク、Cランクでそれぞれのランクの位置づけ、繰上げが良いのかどうなのかというのがありますが、そういったところの部分も不透明なところもあるので、私は理解できてないところもあるので、その辺は詳しく聞く必要があるのかなと思います。

岡山明委員 私も執行部のほうに確認していただきたいのが、この完成工事高のボーダーラインですね。これは、今回1億5,000万円ということですから。平成20年以降のそういう完成工事高がどのぐらいだったかと。その年によって平成20年以降、前回の執行部の話からすると、その金額

が1億円から2億円と金額が変わっています。執行部側から、年ごとにボーダーラインがどう変わったか、その辺のいきさつをもう一度確認していただきたいと思っているんですけど。

長谷川知司委員長 要するにボーダーラインの推移ですね。

岡山明委員 推移がどうなっとなるかということで、この要望書と合わせてということでお聞きしたいと思います。

伊場勇委員 ボーダーラインの話が出ましたが、そもそもこれから市が発注する工事の量を加味しながらの話になるかと思います。工事量がすごく減るのであれば、この1億5,000万円以上にしたとしても、発注量がなければ、Aランクの格付の業者がどんどん減っていってしまうとなると、7社以上という今の入札参加者指名基準というものがありますけれども、それがまた崩れてしまうというところは、今後の何年先まで考えて、この基準を、また、ボーダーラインを改正するのか等々についても、もちろん執行部の方はいろいろ加味されていると思いますので、その辺についても聞いておく必要があるのかなと思っています。以上です。

岡山明委員 伊場委員のほうから話があったんですけど、今回、令和5年6月1日に総合点数を業者側にそういう通知をされますが、その辺の基準にランク分けが何社あったかと、そのランク別の一覧表が取れるなら、執行部側から報告いただきたいなと思ったんですけど。

長谷川知司委員長 各ランク数の推移ですね。

前田浩司委員 今回、要望者の方から出された金額の件と総合点数の件、過去の入札の件を実際に当てはめてみて、どんな弊害が出てくるのか。状況が何らか変わるのか、その辺のシミュレーションをされてみて、それも一つの参考資料として考えられたらいいかなと思っているんですけど、

いかがでしょうか。

長谷川知司委員長 はい、分かりました。それも、執行部のほうには意見を伝えておきます。

伊場勇委員 格付基準を変えるに当たって、やはり業者側のことも考えなきゃいけないのかなと思います。業者の方は、もちろん市の仕事ではない仕事もされていると思いますので、そのバランスや、もちろん先ほど要望1のような猶予期間、もちろんヒアリングも含めながらの猶予期間というのも必要かなと思うんですが、その程度をどれぐらい執行部としては判断しているのかというところも確認すべきかなと思っています。以上です。

長谷川知司委員長 要望事項2について、ほかにはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では次に、要望事項3についてお聞きいたします。要望事項3を読ませていただきます。「土木・建築・管工事格付ごとに工事成績評点（平均点）の下限値を設定し、下回る場合は、格付を下げる等のペナルティを設定する。正当な理由がなく、工期を遅延した業者に対してのペナルティを明確にし、指名停止処分や格付の見直しをする。工事の丸投げや手抜きをする法令違反の業者も同様です。山陽小野田市立山口東京理科大学の工事も同様とする」とあります。これについて、皆様方の意見をお聞きします。

中岡英二副委員長 要望書の中に、工期を遅延した場合に業者にペナルティーを課すと。自分たちに厳しくするというので、市民にとってはこういうのは当然じゃないかと思いますが、執行部の前回の回答の中に、やはりこれはそういうペナルティーで対応するのではなく、指導してそういうことを改善していくということを何度か言われていますが、そうした指導の仕方が今までうまくいっていないから、そういう工事の遅延とか、そういうのが出ているんじゃないかと思いますが、その辺の考えを市

民の立場に立って、やはり税金が使われていますから、そういうことがないようにするためには、やはりペナルティーと。厳しい言い方になるかもしれませんが、そういうのを是非とも考えてやっていただきたいなと思いますので、そのできない理由で、行政法、建築法などを言われていましたけど、やはりその辺のことを私らも理解できておりませんので、もっと厳しい対応も必要ではないかなと思います。以上です。

矢田松夫委員 要望者の方も言われましたけど、やっぱり現実に丸投げがあると言われておりますが、現実にもうこの丸投げそのものの理由がどうなのかというのが明らかにされてない。どんな理由で丸投げされているのか、そういうところを少し明らかにすべきだと思います。

長谷川知司委員長 これはそういう事例ごとに、その理由を。

矢田松夫委員 そうですね。例えば、工事のことは分かりませんが、この前、代表の方が来られたときにはそういう実態があると言われましたね。それについてはペナルティーを課すべきだと言われましたけど、実際どのような事業で丸投げがあるのか。本当に落札業者がやっているのか。二次受け、三次受け、四次受けの方がやっているのか。なぜそうなっているのか、少し分からない部分があるんじゃないかと思います。

伊場勇委員 ここで大事なのは、工事成績評点というものの下限を設定できるかどうかというところが、まず一つあると思います。それを下回る場合はペナルティーを課すということですが、そもそもその設定を平均点にするのか、何点以下にするのかというところは、そういう設定をすることができるのか、そこを設定することで何かリスクが生じる場合はないかというところも確認すべきだと思います。あともう一つは、答弁にもありましたが、建設業法というのが、行政法であって処罰法ではないというところでしたが、いろいろ調べていくと、結局、その建設業法に違反した場合は、その者に対して、1年以内の期間を定

めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができることをございまして、これは罰則であると思います。何をもって処罰法ではないと言ったのが気になるところです。執行部側に聞いたときには、丸投げというのは把握していないというように、私は答弁で受け取りました。ただ、参考人として呼ばれた方からはあるんですと。そこにそごが生じているかなと思っておりますので、その辺についても、もう一度きちんと確認すべきかなと思っております。以上です。

岡山明委員 今の部分、私も気になってはいますが、このペナルティーが前回の執行部側から資料としてありますよと。先ほど言われたように、指名停止というそういう新しい入札参加資格に係る指名停止措置要領とかそういう形で資料も頂いたときには、ペナルティーに関する話もされました。伊場委員も言われたように、要望書に対するペナルティーの状況が、市が出しているペナルティとどう違うのかと。認定された場合は、2か月から9か月の停止処分とあったんですけど、出された資料の中にペナルティーという言葉がありますので、要望者のほうから出ているペナルティーの意味をもう一度確認してもらって、市との整合性がどうも合わないような気がするんです。その辺の確認をしていただきたいなと思ってます。

長谷川知司委員長 あわせて、工事成績評点をどのように活かしているかということもお聞きする必要があるかと思えます。

伊場勇委員 工事中、どういった工事が行われているのかというのは、もちろん市はその工事の監督者との情報交換、意見交換をされて進められていると思うんですけども、その現場に実際行ってみるとか、本当にその現場がどういうふうに行われているのかとか、もちろん信頼関係の下、契約の下でやられていると思うので、そこはお互いが信じたいところだと思います。なので、抜き打ちなどは難しいところなのかもしれませんが、発注側の責任もあると思います。もちろん市民のための工事ですか

ら、その辺についてもどういうふうに監視とまでは言いませんが、きちんと発注者として、責任を負っていくのかというところも執行部に対して確認すべきかなと思っています。

長谷川知司委員長 要するに、発注者側の管理責任を聞きたいと。

森山喜久委員 今の伊場委員と重なるんですけど、発注責任を負う意味でも現地を確認してもらう必要があるんですけど、それはもし何かあったときの指導はどういう状況なのか。程度に合わせたら、先ほど出てきたペナルティーという表現になりますけど、そういったペナルティーについて明確にきちんと実施するのかどうか、そういったところを改めて聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

長谷川知司委員長 そういうところまできちんと規則か運用で決めているかどうかですね。ほかにはございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。要望4について読み上げます。「山陽小野田市立山口東京理科大学で実施されている公募型プロポーザル方式による候補者選定結果の公表について、明確な評価調書を公表する」というようにありますが、これについて皆様方の意見があれば。前回、執行部からの説明では、「その業者の部分はお伝えしているとお聞きしております」という執行部からの説明はありました。

中岡英二副委員長 この要望書の書いてあるところで、選定されなかった工事の業者は、選定されなかった理由をやはり知りたいと思うんですよね。確かに執行部は、そちらからの要望があれば、それにお答えすると言われていますが、やはり公表した事によって、その業者がどこが悪かったのか、やはり業者が一步、1ランク、2ランク上がっていく要因にもつながっていくと思うんですよ。ましてこのプロポーザルって、かなりの経費が掛かるということが書かれていますから、そうした中で、やはり公表できれば公表して、いいところ、悪いところを自己反省というか、

工事がもし受けられなかった業者にはそういう反省をして、努力していただきたいという思いがあります。その相手方、聞きたいといったところだけ返答されるという理由が私には理解できないんです。

伊場勇委員 公募型プロポーザル方式については、理科大は市に準じているということでございましたが、そもそも市もプロポーザルで、いろんな契約がございますけれども、公表してないわけですよ。いろいろ考えてみると、初めの要望1で話した、特別簡易型総合評価方式については、その企業努力の部分も全て公表されているわけじゃないですか。どこが取って、どこが落ちたということが全て分かるような形になっていますよね。けど、公募型プロポーザルについては、その内容が分からないということですよ。市民の立場から考えると、税金が使われて、一方ではそういった細かい内容がいろいろ判断され、評価されて、一つの業者が取ったと。でも、プロポーザルにおいては、どういった評価か分からないまま点数だけが出て、どういった業者も多数業者があつたら、AとかBとかにされて、この1、2を取った点数しか出ないと。選定された業者と点数しか出ないというのは、理解ができないところがあります。その正当な理由が分からないですね。利益を害する恐れがあるという理由なんですけど、どんな利益を害する恐れがあるのかなと思いますし、それこそ今の時代、情報公開も全てほとんどのことを開示しながら、行政も進めていると思うんですけども、これだけなんかすごく閉鎖的な感じがして、他市でも余り公表されてない部分も多いようですけれども、そこはもう本質的に根本に立ち返って、執行部にも考えていただきたいですし、正当な理由というのをきちんと示していただきたいと思っています。

長谷川知司委員長 今のお二方の意見は、あくまでもプロポーザルに対しては、きちんと公表すべきだと。できないならできない理由を執行部がきちんと行ってほしい、ただ単に要綱がこうだからと言うんじゃないくて、必要に応じては要綱を変えても、公表すべきことは公表すべきだということ執行部に聞きたいということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにはございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）最後、要望5に行きます。山陽小野田市立山口東京理科大学の工事は山陽小野田市から発注するという要望でございます。これについては、大学側で出したり、市が出したりというのがあると思います。そこで、このような要望が出たのかもしれませんが。皆様方からの意見をお聞きします。意見ございませんか。

中岡英二副委員長 先日の執行部の答弁の中で、工事を市が行うと、手続上で工期が長くなってしまふ、必要な時期までに建設が難しいということがあり、大学が行えば早くできるのだろうということで、そういう理由で大学側が発注しているということですが、その工期の違いは、どれぐらい違うのか。市が発注したときと大学が発注したときと、その辺の明確な日数というか、工事によって違うと思いますけど、そのできない理由がそれだけなのかお聞きしたいですね。

長谷川知司委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）要望1から5について、論点の整理をした結果、皆様方から様々な意見が出ました。今、意見を聞くに当たりましては、やはりこの委員会だけでは出せない答えもございますので、次回、執行部を呼ぶほうがいいかなとは思いますが、皆様方の意見をお聞きしますが、いかがですか。

宮本政志副委員長 今、自由討議になっていましたよね。いろいろお聞きしてみますと、確かに次の流れとしたら、執行部を呼んで、今いろいろ出た質疑をしていくという流れは、当然要ると思うんです。先ほど岡山委員と前田委員は資料恵与のことを言われています。そうすると資料恵与ですから、この連合で議決を取らないといけません。私は岡山委員が言われた資料、前田委員が言われた資料というのは、少し論点がよく分からなかったもので、どういった論点のために、質疑のために、必要な資料が分かりませんでした。長谷川委員長、藤岡委員長、これ要望書1から5までありますよね。まずその要望書でそれぞれ理由も載っています。

そうすると、1から5までのそれぞれの要望の内容とその理由、その論点整理がやはり共通認識としてないといけないと思います。そして、それぞれの委員が議事録はもうお読みだと思しますので、その議事録や執行部のほうの答弁から論点整理をしておかないと、質疑がいろいろな方向に、よく分からない方向に行くとかぐちゃぐちゃになるといけないと思います。執行部の答弁に対する論点整理をしていく、そして、どのみち執行部を呼ばないといけませんけど、呼んだときに質疑がもうあっちにいたり、こっちにいたりしたりすると、もともと非常に複雑な要望書内容になっておりますから、どういったことを論点整理して聞いていくかということを中心にきちんと話し合いをして、その上で執行部を呼ばないといけないと思いますね。それから執行部を呼んだ後、この委員会として、総務文教単独になるか分かりませんが、この要望書に対する回答も出さないといけませんし、その回答によっては、執行部に対して、この連合として、あるいは担当委員会、例えば総務文教としてか分かりませんが、どういう方向性、附帯なのか何か分かりませんが、執行部に議会として、どういう方向性を示すかというところのある程度論点整理をしておかないと思います。その辺りは、今日ある程度詰めておかないと、執行部を呼んで質疑をどうぞとなってくると収拾がつかなくなるような気がするんですけどね。その辺り、時間的にもう30分、40分過ぎていきますので、暫時休憩を入れていただいて、その後の再開で、その辺り議論したいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

長谷川知司委員長 今、休憩の要望がございました。大体時間的にはちょうどいい時間ですので、ここで暫時休憩といたします。

午前9時35分 休憩

午前9時55分 再開

長谷川知司委員長 では休憩を解きまして委員会を再開いたします。先ほどま

で、皆様方から要望1から5について様々な意見をお聞きしました。これについて、今後の進め方を皆様方からお聞きします。何か意見があれば。

宮本政志副委員長 今後の進め方は、当然、執行部を呼んで質疑と答弁という形になるんでしょうけど、先ほど言いましたように、岡山委員と前田委員は資料恵与されていますので、その資料恵与をそれぞれもう一度簡潔明瞭に説明していただいて、よろしかったらここで決めればいいんじゃないですか。

長谷川知司委員長 今そういう意見がありましたので、ここで資料恵与について、説明を再度簡潔に受けたいと思います。

前田浩司委員 要望の2のところでは要望者の方から、完成工事高1億円から1億5,000万円に変更を希望されております。あわせて、格付Aの条件についての総合点数を900点から920点に変更を希望するという要望が出ております。このように条件を変えることによって、ボーダーラインというか、そのランクがどのように変わるのかという資料があれば、求めたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

長谷川知司委員会長 ボーダーラインを変えることによって、ランク内の業者数がどう変わるかということでもいいですね。

前田浩司委員 業者の数です。はい、委員長のおっしゃるとおりです。

岡山明委員 前回の執行部の話で、ランクのボーダーラインは見直しをかかっているというお話をされたんですよ。直近では、平成20年には完工高が2億円。完工高は、平成17年、18年ぐらいは、2.5億円ぐらいあった。それで総合点数も1,000点以上過去にあったという状況がありました。合併前につきましては、1.5億円の950点。ただし、1.5

億円の中には技術員が4人ということで、その辺が1級、2級、それ以上の方が2人いて、審査も市のほうであったという状況で、1.5億円から2.5億円になり、今2.5億円から1億円になったというのは、やはり社会情勢をいろいろ加味した上で見直しをしてきたという話もされていますので、年によってそれぞれ違いがあると見られます。それを具体的に執行部から、何年度に金額が動いているかと、今回、1億5,000万円、920点と要望書に入っていますので、それに沿った金額、ラインを明確にさせていただきたいということで、資料請求するという状況です。

長谷川知司委員長 岡山委員の言うことをまとめると、合併後のボーダーラインの推移の一覧、グラフでもいいし数字でもいいということで、それを知りたいということですね。

岡山明委員 社会情勢を踏まえた上で、金額と総合得点の評価も変わるとということで、今回どうなんだという、その辺の整合性を確認しようと思います。

長谷川知司委員長 今、前田委員、岡山委員からそれぞれ資料請求の説明がございました。それについて、資料請求すべきかどうかを決めたいと思います。最初に前田委員からありましたボーダーラインの変化により業者、各ランクの業者数がどのように推移するかという資料請求です。これについてどうでしょう、皆さん。（発言する者あり）よろしいですか。では次に岡山委員からありました、合併後からの市のボーダーラインの推移の一覧を知りたいということですが、皆さんどうでしょう。いいですか。

伊場勇委員 前田委員の資料のところですけども、いつのものと言ってあげたほうがいいと思うんですよ。令和4年度に、たしか格付を見直されたんじゃないかなと思うので、そのときに、例えば、これが1億円から1億

5,000万円で900点が920点なった場合には、業者の数がこうなりますよというところの資料があればいいのかなと思っています。岡山委員からの資料の件については、合併後の改定の推移ですよ。合併後の推移ということでいいと思います。以上です。

長谷川知司委員長 前田委員の令和4年度のランク付けの各業者数を参考にしてどう変わるかということですね。その二つを資料請求するということで行きます。

中岡英二委員 岡山委員が言われた社会情勢を加味するというのが難しいんじゃないかなと思うんです。そして、この要望書の中にもそれは書かれてないと思うんですが、その辺どうでしょうか。

長谷川知司委員長 資料請求が出たときに、皆様が意見をそれについて必要があればされると思います。

宮本政志副委員長 岡山委員の資料恵与の付け加えですけど、合併後のいつからいつに幾らから幾らに変わったという資料出るときに、もしよろしければ、なぜそのときにその金額に変えたかという理由は必ずあるはずなので、その時点でこういう理由で上がったんだ、下がったんだというのもその資料に付け加えていただいたほうが分かりやすいですね。

長谷川知司委員長 理由も書いてもらうということですね。

中岡英二副委員長 今言われたように、それが社会情勢だと思いますので、そういうのを付け加えたほうがいいと思います。

宮本政志副会長 前田委員のほうの資料恵与ですけど、変わった場合にどのような数になったかということのも当然知りたいんですが、仮に、執行部のほうがこういうふうにした場合にこのようになるだろうという、推移に対

するシミュレーションみたいなものが根拠としてあれば、例えば、Aランクの業者が少なくなるからこうなんだというような答弁がある場合には、シミュレーションしていると思うんですね。だから、もしそういったものもあれば一緒に出してもらったら、そのことについても質疑したいところもありますので、その辺りを出していただきたいと思えますね。

長谷川知司委員長 シミュレーションというのは、どこまで出せるかというのがあります。

伊場勇委員 すみません、少し訂正を。前回、その等級区分を変えたのは、令和3年6月1日からということで、令和5年の5月31日までということなので、先ほど令和4年と言いましたが、令和3年の間違いです。以上です。

長谷川知司委員長 そうですね。大体2年に1回変えていきますので、令和3年ですね。では、そういうことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に今後の審査会の進め方ですが、何かこれについて意見ございますか。やはり議事録をきちんと精査して、論点をまとめるということが大事だと思いますが、どうでしょうか。今回のこの連合審査会での議事録を見てまとめるということをもって、次の審査会に臨むべきだと思いますが、よろしいでしょうか。それについては、誠に御無礼ですが、両副委員長で中心となってやっていただきたいんですが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）お願いします。ほかにはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今日の連合審査はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

午前10時6分 散会

令和5年（2023年）3月20日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司
産業建設常任委員長 藤 岡 修 美